

令和5年度とくしま戦略的輸出拡大サポート事業（北米（アメリカ、カナダ））

参加企業募集案内

徳島県では、海外の各エリア（国）に向け、海外ビジネスの専門家と連携し、県産品の輸出促進や販路開拓を図る事業を実施しています。

今回、クラウン貿易株式会社（兵庫県）と連携し、オンラインツール等を活用し、県内事業者の北米への販路開拓・拡大を支援するに当たり、事業への参加を希望される事業者を募集いたします。

1 事業概要

(1) 北米現地バイヤーへの営業・販促活動

同社が運営する米国向けECサイト「Umami Insider」(<https://www.umami-insider.com/>)などのオンラインツール等を活用し、アメリカ、カナダの現地バイヤーへの商品提案を行います。

(2) 徳島県産柑橘製品のブランディング

令和4年度に同社が立ち上げた、北米向けPBブランド「KANKITSU LABO」(<https://kankitsulabo.com/>)において、“すだち”や“柚子”等にフォーカスしたコンテンツ作成等を行い、日本柑橘食材の利用に興味を持つシェフなど、新たな販路となる可能性のあるコアなユーザー層の掘り起こしを行います。

2 募集内容

(1) 応募資格

上記「1 事業概要」による北米への販路開拓・拡大に意欲があり、徳島県内に本社、又は営業所等を有する企業・団体

(2) 募集品目

- ・北米（アメリカ、カナダ）で販売が可能な加工食品、飲料（酒類を含む）等
※冷蔵、冷凍品を含む
- ・すだち、柚子等の県産柑橘を用いた加工食品

(3) 条件

- ・クラウン貿易株式会社との個別商談会（別添チラシ参照）へご参加いただける企業
- ・出品商品については、原則、賞味期限が6ヶ月以上のもの

(4) 申込期限

令和5年7月31日（月）17時必着

3 申込方法

参加申込書及び商品情報シートに必要事項を記入の上、次の申込先まで電子メールでお申し込みください。なお、送信後、電話により着信の確認を行ってください。

※クラウン貿易株式会社とのオンライン個別商談会を踏まえ、本事業への参加事業者を決

定する予定です。

※参加申込書及び商品情報シートの記載内容につきましては、当事業の実施に当たり、県、委託事業者及び海外バイヤー間でのみ共有し、他の目的には使用いたしません。

【申込先及びお問合せ先】

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 商工労働観光部 商工政策課 海外戦略担当

電話：088-621-2320 FAX：088-621-2897

E-mail：syokouseisakuka@pref.tokushima.jp

4 留意事項等

- (1) 国内取引による輸出が可能になりますが、米国食品安全強化法（FSMA）の施行に伴い、原材料及び製造工程に関する全ての情報をご開示いただける企業に限ります。
- (2) 米国食品安全強化法（FSMA）の施行に伴い、米国の輸入業者において、①～③の書類等の保管が必要となっております。①製造工程表、②危害要因分析シート、③HACCP（県版 HACCP 可）又は ISO22000、FSSC22000 等の計画書及び認定証。実際の取引を開始するにあたっては、これらの提出をお願いすることになります（認定済みの場合）。
- (3) 米国への輸出が不可能な商品（下記例）のご提案はご遠慮ください。
 - ・畜肉類（畜肉エキス含む、動物性原料によるゼラチンは条件次第で可）
 - ・頭と内臓が除去されていない魚加工品（しらす干し程度の小魚は要確認）
 - ・海老（国内養殖のものであれば可）
 - ・まぐろ加工品（原料となるまぐろの漁獲をトレース出来るものは可）
 - ・生乳製品（米国輸入許可基準を満たした原料を使用した商品や、粉乳を使用した商品・焼き菓子は可）
 - ・野菜、果物の一部（USDA により輸入規制を解除された果物や野菜は除く、加工品は可）
 - ・甘味料のステビア（ステビオール配糖体の合計値で95%以上のものは可）や、紅麹、クチナシなど着色料の一部を含む商品
 - ・アルコール飲料（米国 ABC への商品登録済み商品や、米国向け出荷実績のある商品については商談可）
 - ・中国産の原材料を使用している梅加工品
 - ・生姜・大根・蕪の漬物（FDA の輸入許可を受けたメーカーであれば可）
 - ・ピーナッツ（時期により船積み不可）
- (4) 商談会には、可能な限り次のものをご準備ください。
 - ・企業案内（動画、プレゼンスライド、パンフレット、カタログ、名刺等）
 - ・商品総合カタログ
- (5) 海外バイヤーへ営業・販促活動を行う商品は、委託事業者との調整の上で決定します。
- (6) 規定に定めのない事案が発生した場合には、関係者間で協議を行い、対応を決定することとします。
- (7) 参加申込のあった全ての商品の新たな販路開拓を保証するものではありません。